

令和8年度観光かごしま宿泊者効果測定調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度観光かごしま宿泊者効果測定調査業務委託

2 業務の目的

多様化している宿泊者のニーズや動向を継続的に調査し、施策に反映するため、県内の宿泊施設において二次元コードによる宿泊者を対象としたアンケート調査を実施する。

3 履行期限

令和9年3月31日

4 委託上限額

13,807千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の内容

多様化する宿泊者のニーズや動向の把握をするため、県内の宿泊施設等（150カ所程度）にQRコードを設置し、スマートフォンによるデジタルアンケート調査を行い、効果検証等を行う。

また、回収率向上のため、電子クーポン発行やポイント付与等の景品を発行する。

(1) デジタルアンケート調査の実施

① 調査対象

県内宿泊施設（約150カ所）に宿泊する18歳以上の者

② 調査方法

県内宿泊施設（約150カ所）にQRコードを設置し、宿泊者がスマートフォンで回答

③ 調査場所

県が指定する県内の宿泊施設等（約150カ所）

④ 実施期間

契約開始から令和9年3月までの6ヶ月以上実施すること。

なお、3月末までにデータ分析及び効果検証を行い、実績報告を完了することを考慮し、委託者と協議の上、設定すること。

⑤ 調査事項（25問程度）

宿泊者の居住地、性別、年齢、情報入手手段、県内訪問観光地、県内観光消費（予定）額等

なお、調査項目は委託者が作成する。調査項目については、国内旅行者

と外国人旅行者それぞれで設計し、R7年度の調査内容から一部見直しを行う予定。

⑥ 言語表記

5言語（日本語、英語、簡体字、繁体字、韓国語）

⑦ システム設計・構築及びデータ管理

ア スマートフォンからアクセス可能な回答システム及び景品の抽選又は発行可能なシステムを設計・構築すること。

イ わかりやすく、回答しやすい構成・デザイン（日本語及び英語、簡体字、繁体字、韓国語の5言語）とすること。

ウ データについて適切に管理すること。

⑧ 調査事項の翻訳

英語、簡体字、繁体字、韓国語に翻訳を行うこと。

⑨ 目標件数

4,000件以上の回収を目標とする。

なお、このうち外国人旅行者については500件以上の回収を目標とする。

⑩ 調査協力依頼

R8年度から新たに追加する調査対象施設に対しては、電話又は訪問により調査概要等の説明を事前に行うこと。また、全ての調査対象施設に対し、調査開始前に依頼文書を送付すること。

⑪ 不正防止対策

宿泊者になりすまし、不正に景品を取得することがないように不正防止対策を講じること。

⑫ 告知印刷物の製作及び調査対象施設への発送

ア QRコードを掲載した告知用の印刷物をデザイン（日本語・多言語）・印刷し、調査対象施設に発送すること。

なお、告知資材のうち配布するチラシ等には、両面・カラー印刷とし、表面は日本語、裏面は多言語対応したものとすること。

イ 印刷物については、アンケートを収集するために有効な周知方法を提案すること。

⑬ 問合せ対応

調査実施事務局を設置し、調査対象施設及び宿泊者からの問合せに対応すること。

また、調査実施に当たっての宿泊施設向けのQAを作成し、対象施設へ告知資材と併せて各施設へ配布すること。（QAは各施設へ3部程度配布）

※ QAについては、R7年度の内容から一部見直しを行う予定である。

外国人旅行者からの問合せにも対応するため、想定される主な質問を多言語で表記したものを作成。

(2) 景品の提案及び発行等

① 景品は電子クーポン又はポイント付与等とし、回答率向上のため、国内

旅行者及び外国人旅行者に発行する具体の電子クーポン等の内容について提案すること。

- ② アンケート調査実施期間中、平均的に景品が発行される仕組みとすること。
- ③ 景品に係る経費（電子クーポン等の原資、発行手数料、その他経費を含む。）は110万円（消費税及び地方消費税を含む。）を目安として提案すること。
- ④ アンケート回答者への景品の発行及びこれに付随する事務を行うこと。
なお、3月末までに全ての料金の支払いを完了すること。

(3) 分析・効果検証等

- ① 毎月、調査結果について、施設別、地域毎（地域振興局・支庁単位の7地域）及び県全体で集計・分析を行い、月次報告書を提出すること。
- ② 年間を通じた調査結果について、地域別（地域振興局・支庁単位）及び県全体で集計を行うとともに、必要なクロス集計等を実施し、総合的な分析結果を年次報告書として提出すること。
- ③ 月次報告書及び年次報告書については、グラフ化・図表化し、併せて分析結果についてコメントを記載すること。
- ④ 年間を通じた調査結果を踏まえた上で、本県観光の強みや弱み、旅行者ニーズ、消費傾向等について総合的に分析し、課題整理を行うこと。また、次年度以降に有効と考えられる誘客施策、ターゲット設定、プロモーションの手法、観光コンテンツ造成等について具体的に提案した施策提案書を提出すること。

なお、業務に当たっては、委託者と協議の上、進めること。

(4) その他

- ① 本業務を適正かつ円滑に実施するため、月1回程度の定例ミーティングを開催し、進捗確認等を行う。日時は契約締結後、委託者と受託者の協議により決定する。

6 実績報告

- (1) 毎月、宿泊施設毎のアンケートの回答内容、景品の発行件数等の集計を行い、上記5(3)に記載のとおり分析し、電子媒体で報告すること。
ア 毎月、調査協力施設へ、宿泊施設の個別集計結果（自施設のみ）及び地域単位（7地域）及び県全体の集計及び分析結果を電子媒体で送付すること。
- (2) 年間を通じた調査結果を上記5(3)に記載のとおり分析した上で、実績報告書（業務の取組内容、年次報告書、施策提案書）としてまとめ、電子媒体及び書類で提出すること。
- (3) 業務終了後、最終の実績報告書及び委託業務終了届を速やかに作成し、提出すること。実績報告には次に掲げる事項を含めることとする。

- ① 調査結果の集計・分析を行ったもの（調査結果を入力した加工が可能なローデータ等を含む。形式はExcel、csv 等）
- ② 印刷物等の電子データ一式
- ③ その他、委託者と受託者が協議の上必要と判断したもの

7 業務上の留意事項

- (1) 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務実施過程において生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいい、以下、これらの権利を総称して「知的財産権等」という。）は、委託者による業務委託料の完済と同時に受託者から委託者に移転する。なお、受託者は、委託者に権利を帰属させるために必要となる手続きを履行しなければならない。
- (3) 前項に関わらず、本業務に係る目的物に受託者又は第三者が従前より保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は受託者又は第三者に留保されるものとし、受託者は、委託者に対し、当該著作物を本契約の目的の範囲内で自由に利用できる権利を許諾する。
- (4) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、本業務により得られた成果物、資料、情報等は委託者の許可なく、他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、委託者と協議の上、業務を進めること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。